# 4月から国民年金保険料の額が 変わります

平成23年度の国民年金保険料は月額15,020円です。保険料は納付期限 までに納めましょう。

### ○納付書で保険料を納めている方の場合

日本年金機構から4月上旬に平成23年度(1年分)の納付書が送付されますので、お近くの金融機 関などで納めていただきますようお願いします。

ただし、平成23年度に免除などが承認されている方は、免除期間終了後に納付書が送付されます。

### ○□座振替を利用して納めている方の場合

平成23年度分以降についても、申し出されている振替方法で継続して振替がされます。(納付書は 送付されません)

なお、振替方法の変更を希望される方は届出が必要となりますので、お早めに手続きしてください。

### ※振替不能となった場合

振替日に残高不足などにより振替ができなかった場合は、翌月の振替日に当月分とあわせて2カ月 分の振替を行います。再振替により振替できなかった場合には納付書を送付しますので、納付書によ り現金でお近くの金融機関などで納めていただくことになります。

なお、前納が振替不能となった場合は、前納としての取扱いはできなくなり、毎月納付の口座振替と して、当月分を翌月末に引き落としていくことになります。

(ただし、申し出により年度の途中でも再度、残りの月分について納付書で前納することができます)



## 住宅用火災警報器の設置期限 がせまっています!!

既存住宅への住宅用火災警報器の設置義務 化が、平成23年6月1日と残り3カ月にせまってい ます。

住宅用火災警報器とは、住宅の壁や天井に 設置することで火災発生の初期段階で煙など の発生を感知し、警報音や音声により知らせる 器具です。住宅火災により亡くなった人の5割が 「発見の遅れ」によるものであることから、素早 く火災を発見しスムーズに避難できるようにす るため、設置を義務付けたものです。

### ◆いつから義務付けられたの?

新築住宅:平成18年6月1日から(既に義務化) 既存住宅:平成23年6月1日から

### ◆どのような建物に?

戸建住宅、店舗併用住宅、共同住宅、寄宿舎 などすべての住宅が対象となります。

※自動火災報知設備が設置されている場合 は必要ありません。

### ◆設置場所は?

- 1. 寝室
- 2. 寝室が2階にあれば2階の階段
- 3. 寝室が1階だけで3階に居室があれば3階 の階段
- 4. 居室 (7㎡以上) が5以上ある階 (寝室が無 い階)の廊下

### ◆悪質な訪問販売にご注意!

住宅用火災警報器などの設置義務化を契機 として、不適正な価格(市場価格を超える高額な 価格)による販売を行う業者にご注意ください。

また、消防署が販売することはありません。 【問合先】羽島郡広域連合消防本部予防課

**☎**388−1198

